

令和2年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が  
 充てられた社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	128,495
うち社会保障財源化分	66,023

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	76,780	61,586	15,194
	母子福祉事業	5,169	479	4,690
	高齢者福祉事業	14,770	13,577	1,193
	障がい者福祉事業	176,533	123,195	53,338
	小計	273,252	198,837	74,415
社会保険	国民健康保険事業	55,278	40,462	14,816
	介護保険事業	79,683	1,445	78,238
	後期高齢者医療保険事業	66,429		66,429
	国民年金事業	218	218	0
	小計	201,608	42,125	159,483
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	881	457	424
	乳幼児医療給付事業	2,173	1,122	1,051
	予防事業	17,421	1,384	16,037
	診療所事業	111,139	10,000	101,139
	小計	131,614	12,963	118,651
合計		606,474	253,925	352,549
一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)				66,023

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の使途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、「消費税  
 法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など